The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	双面の者
Author(s)	奥西, 峻介
Citation	日本語・日本文化. 2011, 37, p. 1-33
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/10034
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

〈研究論文〉

双面の者

奥西　峻介

一　双面の埴輪

二〇〇六年十二月に、県立紀伊風土記の丘で前後に顔のついた埴輪が展示された。和歌山市の特別史跡「岩橋千塚古墳群」の大日山三六号墳（六世紀前半、前方後円墳）から出土したものである。[1] そのおり回収された破片が一年を経て修復されたのである。

下掲の写真は、県立紀伊風土記の丘における展示のリーフレットから転載したものである。[2] 首から下が修復されていないので、胴体がどうなっていたか分らない。リーフレットには「日本最初の発見である」との指摘があるが、この埴輪が何を表現したものかなどについては説明はない。

この他例のない埴輪を当時の土師の戯作と軽視するのは容易である。しかし、墳墓と双面の像という組み合わせが単なる戯れ事の結果でなかったら、そこには何ら

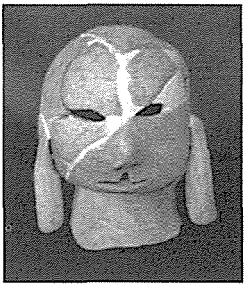

裏（？）

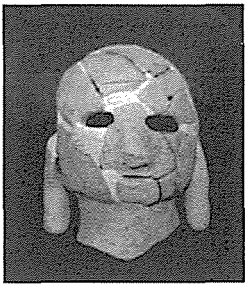

表（？）

かの意味が込められていたに違いない。しかも、この組み合わせは必ずしも唯一無二ではない。

二　飛鳥の「猿石」

前後に顔のある像が古墳に置かれた例が奈良の飛鳥にある。現在、吉備姫王墓に置かれている「猿石」と呼ばれる四つの石像である。飛鳥地区には使途や目的が明かでない古代の石造物がいくつも残っている。猿石もその一つで、人々の想像をかき立て、たびたび話題にのぼってきた。

欽明天皇陵の案内板によれば、明治五年に欽明天皇陵が整備され吉備姫王墓に移されたものだという[3]。その猿石を世に広めたのは、秋里籬島『大和名所圖會』[4]（一七九一年版行）巻之五ノ四十四丁「欽明天皇陵」の項であったろう。

平田村にあり。俗に梅山とよぶ。『陵考』圖云、字は鑵子山。高サ四間。根廻三十四間、砂礫を以て陵上を葺なり。此陵を御經山ともいふ。此山に石仏の四躰あり。内三躰は脊にも一面つゝあつて、兩面の像也。又二躰は膝の傍に面貌の如きのものあり。これを數れば四軀九面なり。元祿十五年十月五日、平田村池田といふ所にして掘出せし石像なり。面貌猿の面なりとて、掘出しの山王權現と称す。これ妄談俗説にして信するに足らず。同郡高取山の奥、壺坂寺奥院に五百羅漢の石像あり。これは其始め高取山に壘を城しとき、高山にて大

「僧」← 法師

「男」← 女

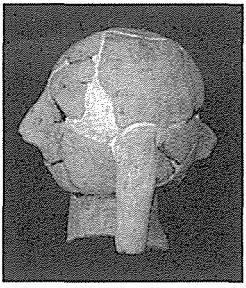

横（？）

石運送に人多く死す。故に石壘成就しがたし。數多の石工これを歎き、壺坂の觀音に立願し、終に功を成せり。此卽大悲擁護の力とて、其願を滿しめんがため、數百の石工、各一躰二躰を刻造し、巨巖の面に羅漢を彫たるもあり。然則は此四軀も其時彫造せしもの必せり。但脊の方に面貌あるは、初て造りかけしを指置、石をとりなをし造るといへとも、なをその意に叶はざるは、その儘に打捨置しものならん。能〻石像を見るに、半造にして悉く佛躰成就のものにあらず。然るを平田村池田の土中に久しく埋れありしを元祿中穿出し、此梅山にすへ置き種〳〵の因縁を傳ふるものならん。（括弧句読点筆者）

秋里籬島は四〇冊もの著作を世に出したが、その人となり、生没年など多くのことはわからない。[5] 後世、陸続と類書が出ることになった『都名所圖會』（一七八〇年刊）の刊行ならびに成功の経緯についても異なった伝承があり、判然としない。[6] しかし、『大和名所圖會』については明らかである。跋に次のように述べている。

又近頃藤ノ禹言欲レ撰ント大和名勝志ヲ而僅三分許テ而没ス矣。予近年著ス都名所圖會前後之兩編ヲ。倚テ其因ニ而ノ以テ洛之芙蓉房告ニ於予ニ彼ノ禹言之遺志ヲ。廼チ得テ其草稿ヲ而ノ以テ撰ブ大和名所圖會七卷ヲ。唯憾ムハ如シ得テ王烈之抱犢山之石室之一書ヲ不レ求ルガ叔夜ヲ也。敢テ非レ傳ルニ之ヲ文史ニ聊以テ達スル遺命ヲ而已。

藤禹言とは植村禹言のことである。芙蓉とは高芙蓉のことだと思われる。[7] 禹言についてもほとんど何も知られていない。本居宣長、荒木田久老との交流[8]から、奈良の疋田村に住み、天明二年（一七八二年）に没したことがわかる。藤

「山王権現」← 男

「女」← 猿

貞幹の書簡に書店の隠居との記述があるが、[9] 当地は奈良晒の産地で些か面妖である。[10] その『廣大和名勝志』は自筆稿本二九冊が内閣文庫にある。籬島が述べるように、明らかに未完成のものだが、[11] その第十九巻「高市郡」（表題では「四三高市郡上」）[12] によれば、以下のとおりである。

○檜隈坂合陵。欽明天皇。在二平田村一。俗呼二梅山一。推古天皇二十八年十月以二砂礫一葺二陵上一。即此傍有二翁仲二軀一。……

『陵考』圖云。欽明天皇字ハ鑵子山。高四間、根廻三十四間、無垣。崇神欽明二帝崩圖除之不レ到二于江府一也。元禄十五年午十月五日大和國高市郡平田村池田といふ所にして石の影を堀出しあたり近き御經山といふ霊地に移し奉る。其神の像尋常ならず。尊容は四躰にして七面の猿の皃なり。其中一の猿に懐姙の相あり。其外三の猿は各一躰毎に後に一面有て皆兩面の猿なり。然れば四躰七面表裏相具して山王權現の垂迹。中略舊記書を見るに此御山又は梅山ともいふ。むかし聖德太子橘寺にして勝鬘経を説給ひし時……下畧此下作者和歌ヲ多ク載タリトイヘ𪜈事實ニ益ナシ仍悉ク畧ス。

○右ハ或ノ家藏セル一巻ヲ上下省畧シテ其事實ノ年記ヲ書載ルモノ也。

○按ニ、『陵考』所謂「欽明帝ノ陵字ハ鑵子山」トハ、俗ニ真弓村ノ地ニ官司冢ト云モノアリ。此ヲ云ナラン。又旧跡幽考ニ坂合陵ノ外ニ日本紀所謂檜隈陵上大柱ノ丁ヲ載ス。此則今謂梅山ニテ坂合陵ナル丁ヲ知ラズ。今此陵ヲ見ルニ上ニ諸木繁茂スルトイヘ𪜈悉ク地中砂礫ナリ。仍レ之浮屠氏ノ徒太子傳等ノ異説ニモトツキ種々ノ妄談ヲ傳ルトイヘ𪜈悉ク取ニ足ラズ。又大和志「傍有二翁仲二軀一」ト云ハ右ニ所圖ノ石像ナラン。今見ルニ四躰七面ニアラス。像ハ四軀ニシテ圖ノ如ク背或ハ膝ノ傍ニモ面貌ノ如キモノアリ。之ヲ數レハ四軀九面ナリ。此像ヲ俗ニ堀出シノ山王権現ト云俗説アリトイヘ𪜈悉ク妄談ニシテ信ズルニ足ラズ。今現ニ像ヲ見ルニ猿ノ如ク見ユル面貌アリトイヘ𪜈全ク猿トモ定ガタシ。其彫造ノ石及ビ大サ并ニ形貌ヲ見レバ高取山ノ奥俗ニ壺坂寺奥院ニ

五百羅漢曼陀羅ヲ石ニテ造レルモノト同事也。所謂五百羅漢ノ石像ハ或云其始高取山ニ壘ヲ城キシ持高山ニテ人死多ク石壘成就シガタキヿヲ数多ノ石工之ヲ歎キ南法華寺壺坂ノ觀世音ニ立願シ終ニ功ヲ成セリ。此即大悲擁護ノ力ナリトテ其願ヲ滿シメンガ為數万ノ石工各一躰ヅヽク刻造シテ高取山ノ奥ニ居シムト云。然則此四軀モ其時彫造セシモノ必セリ。但シ背ノ方ニ面貌アルハ始造リカケシヲ指置石ヲ取ナヲシ造トイヘモ猶其意ニ叶ハザルハ其侭ニ差置シモノナラン。能々石像ヲ見ルニ半造ニテ悉ク佛躰成就ノモノニアラス。然ルヲ平田村池田ノ土中ニ久ク埋シアリシヲ元禄年穿出シ此梅山ニ居置。種々ノ因縁ヲ傳ルモノナラム。（句読点括弧は筆者）

これによると猿石は元禄一五年十月五日（一七〇二年一二月三日）に掘り出された。この年時ならびに事実は、爾来、長く継承されるが、禹言が某家所蔵の文書（以下、『某家文書』と呼ぶ。）を引用したものである。それについては禹言が引く『陵考』ともども全く不明である。

西澤一鳳『傳奇作書』[13]によれば、籬島は「常に人と雑談の時にも麁墨麁紙を持出て聞ごとに是をひかへ譬へ小兒婦女子の咄しにもせよ耳新しき事は問ひたゞし記さずといふ事なし」という人物だったが、『都名所圖會』の成功のあと、「（書林は）次は大和より五畿内を揃へ六十餘部も彫んと云籬島は……けふ旅立ていつ歸ると云日數もいとはず大和路さして見物に路用雑費は書林より續送れば不自由もなくいともたのしき旅立なり行先々にも都名所の噂高く埋れし舊地の世に出る事故大地の寺院は坊に宿り大社は社司を宿として縁起寶物は文庫をひらいて取出して見せ……殘る方なく寫すうち色々との饗應にあへり……（括弧内筆者）」という。本人も言うように、『大和名所圖會』は禹言の『廣大和名勝志』の補綴したもので、その記述に微妙に差異があるのは、籬島自身も実地検分したからであろう。

面貌が彫られているとされる猿石の背面を現在は見ることができないが、飛鳥資料館にあるレプリカを観察すれば、確かに他面とはまったく異なった顔が彫られている。禹言は四体九面だとし、籬島によれば、二体には側面にも「面貌の如きのもの」があるとする。同様に、藤貞幹『好古日録』[14]乾一八丁「十二石人」は「一ハ一石三面一ハ一石

四面一ハ一石三面一ハ一石二面」としている。しかし、本文とは異なって掲載した図像につけた注記には「一石一面」とあり、これらの記述が必ずしも正確でないことを示している。籬島が「面貌の如きのもの（傍点筆者）」と述べているように、顔と明確には判読できないものである。[15] これらの文献では、四体の中の三体が背面にも顔をもつことについて齟齬がないのに対して、第三の顔については一致を見ないのは、判然としない線刻を敢えて顔と解釈した結果である。そのことは飛鳥資料館のレプリカを見ても明らかである。よって、猿石の三体は前後に面貌をもった石像と言えるであろう。

猿石を壺阪寺奥院にある五百羅漢の石像と結びつけたのは禹言である。これも典拠はなく、禹言が両者が形態ならびに材質が類似していることによって断定している。しかし、五百羅漢は群像のレリーフに近く、筆者には到底、類似しているようには見えない。背面に面貌もない。また、猿石が高取城の築累の際の所産であるとの伝承も奇妙である。高取城が南北朝期を遡って建築されたとは考えにくい[16]からである。もちろん猿石が欽明天皇陵とは無関係に後世に制作されたとすることも可能であるが、その場合は、逆にそれが欽明天皇陵に安置された理由が見あたらない。後に述べるように一部は十二世紀には欽明天皇陵に存在したようであるから、本来そこにあったものとして解釈すべきである。飛鳥の猿石を高取城とを関連づけられたのは、高取城にも同様の石像があることが当時も知られていたからではなかろうか。

男（レプリカ）裏

女（レプリカ）裏

現在の高取城跡にある石像が飛鳥の猿石と類似したものであると言い出したのは本澤清三郎である。その「檜隈墓石像考」に、「茲に又注意すべきは此の類品が他にもあることです[17]、即ち高取城趾にあるのがそれ……石像は山の麓より九合目以上殆ど絶頂に近い所、即ち第二城門の趾の處にあります」とある。[18] しかし、同時に「其地の人の談によ

れば、山上にありましたのを近年此處に移したのだといふことです（傍点筆者）」と述べているから、高取城の石像も以前から現地の人々には知られていたことになる。築城に際して、新たに石を切り出さずに、既に何かに使われている石を転用することがあった。この高取城の石像も本来はどこからか運び込まれたものであったのかも知れない。

高取城の石像を「類品」とする本澤清三郎の意見には異議があろう。その風貌は飛鳥の猿石と似ているとは言えない。高取城の石像と飛鳥の猿石が同類である可能性を認める斎藤忠でさえも「顔面の表情など、やや趣を異にするところもある」とするぐらい[19]であるから、とうてい形態が類似したとは見なしがたい。硬度が高い花崗岩であるから、石像といっても自ずと形態に制限がある。概ね小芥子様の形象となり、手などは線刻されただけになりがちである。高取城の石像と飛鳥の猿石は、そういう点で類似しているだけである。掘出しの山王権現と呼ばれる猿石と高取城の石像では手の所作も異なる。飛鳥の猿石がそのように俗称された根拠は必ずしも定かではないが、「猿石」という名称がその風貌によるならば、むしろ高取城の石像にこそ似つかわしい。「猿石」という呼称が流布した後に、風貌が猿に似た石が見出されれば、それも同類とされることはあり得ないことではない。それらが所属する施設の成立年代、土地柄を考慮すれば、飛鳥の猿石の方が遙か以前に知られていたことはありそうなことである。高取城の石像と飛鳥の猿石は別個のものと考えるべきである。

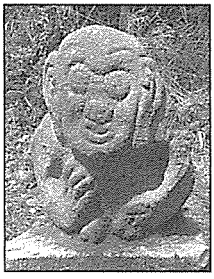

高取山猿石（？）

禹言も引く關祖衡纂輯『大和志』[20]（一七三一年版行）巻第二十四大和國之十四、〇七丁に次のように述べられている。

檜ノ隈坂ー合ノ陵。欽ー明天ー皇〇在二平田村一。俗二呼二梅山一。推ー古天ー皇二十八ー年十ー月。以二砂ー礫ヲ一葺二陵ー上一ヲ。卽此傍ニ有二翁ー仲二ー躯一。

ここに言う「翁仲二軀」とは、猿石を指すのであろう。「翁仲」とは、秦の阮翁仲あるいは李翁仲のことである。周知のように、交趾出身の巨躯の力士で、匈奴の鎮圧に功があり、その死後、始皇帝は銅像を作らせて咸陽宮の門前に置き塞外の守りにしたと言われる。ただ、『大和志』の記述は、この翁仲の故事を踏まえたものではなく、墓地にある石像だから、単純にそれを守護する石人という意味で呼んだのであろうが、籬島がこの記事を無視したのは、「四体」と「二軀」の矛盾が説明できなかったからではあるまいか。

要するに、『大和名所圖會』の記事が正しいとすれば、『大和志』の「翁仲二軀」は「翁仲四軀」の誤伝となり、『大和志』が正しければ、元禄一五年に掘り出されたのが四体ではなく二体であったことになる。『大和志』の成立は、享保一五年頃だが、幷河永（誠所）らが各地を巡歴して採集した伝承、古記録に依っている[21]から、必ずしも同時代の記述とは限らない。すなわち、欽明天皇陵には石像二体が古代から存在したのだが、その近辺の土中から石像がもう二体発掘されたので、一緒に設置したのである[22]。それが元禄一五年のことと伝承されたのであるまいか。この推測を裏づける資料がある。

『今昔物語[23]』巻三十一「元明天皇陵點定恵和尚語第三十五」につぎの記述がある。

此レ、元明天皇ノ檜前（ヒノクマ）ノ陵（ミササギ）也。石ノ鬼形共ヲ廻□[24]池邊（イケノベ）陵（ミササギ）ノ墓様（ハカノサマ）ニ立（タテ）テ、微妙（メデタ）シ。造レル石ナド外ニハ勝（スグ）レタリ。

管見によれば、このことを最初に指摘したのは山陵修補御用掛嘱託の谷森善臣である。安政四年卯月二二日（一八五七年五月一五日）に善臣は現地を実見してこう述べている[25]。

今昔物語に、軽寺の南なる檜前陵のことをいふとて、石の鬼形どもを、廻の池のほとり、陵の基様（ママ）に立と、書たりしは、此猿石のことにぞあるべき。

善臣は、『今昔物語』の記事の天皇陵の取り違えについては何も述べていない。しかし、善臣の説を踏襲したと思われる黒川眞道は「今昔物語に見えたる元明陵及び鬼形石像を辯じ併せて一説を試む」[26][27]に次のように述べている。

……元明天皇とみえたるは、欽明天皇の誤傳なるべし、元と欽と一字違ひにて誤易きものばなり……

と天皇名の誤字だとしている。元明天皇陵に比定される古墳は奈良市の北の奈良阪町にあり、飛鳥の桧隈とは離れすぎているし、地名の類似性もない。古墳に石像が現存する事実からも、『今昔物語』の記述は、黒川眞道の言う誤伝である蓋然性が高い。

もし、この推定が正しければ、十二世紀ころから猿石が知られていたことになり、元禄末に四体が掘り出されたというのは不自然である。江戸期の山陵図などを見れば、その様子は今日とは極めて異なっている。山陵の周囲が開墾され蚕食されていったことは珍しくはなかった。[28]そのような過程で、猿石が四体そろったと考えられる。藤貞幹『好古日録』[29]乾一八丁「十二石人」に「往年欽明帝御陵ノ邊ノ田間ヨリ石人四軀ヲ掘出ス……後土人此ヲ陵上ニ列ス」とあるのも『大和名所圖會』の記事か、現地の伝承[30]によったものであろう。

この推定は少し注意深く猿石を観察すれば確信に近づく。現在、吉備姫王墓に設置されている猿石は、右から「男」「僧」「山王権現」「女」（以下、「　」内はこの俗称を意味する。）と俗称されている。ただし、後で見るように、その名称の物を形象しているわけではない。この四体の中で、「男」と「山王権現」は共通点がある。共に頭に頭巾ないし帽子を被っており、端座した脚も線刻されている。一方、「僧」と「女」にはそのような冠り物はない。また、「僧」は蹲踞しているようであり、「女」は座り方がわからない。

本節の最初に述べたように、猿石は前後に顔がついている。しかし、これも、精確には「男」と「山王権現」について言えるのである。この二体には背面に人面風の顔がついている。「僧」には何もついていない。「女」には尻の辺

りに人とは程遠い奇っ怪な魚の顔のような物が刻まれており、「男」や「山王権現」とは甚だ異質な印象を与える。

今日「女」と俗称される石像こそ、本来、「猿石」という名称の原因となったものと思える。既に見たように、『大和志』は「翁仲」、『某家文書』は「山王権現」、『今昔物語』は「鬼形」と呼んでいる。山王権現すなわち日吉山王は猿と関係が深いから、「猿石」の元かと思えるが、『廣大和名勝志』は「猿ノ如ク見ユル面貌アリトイヘトモ全ク猿トモ定ガタシ」と言い、より後の『考古日録』は「七福神ト稱ス」としているから、猿と決まったものではなかった。ところが、実見のうえ、解釈を試みた荒木田久老は「やまと河内旅路の記」『槻落葉歌集』九之巻記行部[31]）三七七頁につぎのように述べている。

それゆ欽明天皇の御陵にまうつ。これは平田村より岡へゆく道の北なり。のほりてをかみまつる山上はこと〳〵く礫石（サヽレイシ）をもておほへり。その山の中ほとに石にて彫たる人あり。ひとつは男の形（すかた）はかまをかけて陰處（ホト）をあらはせり。ひとつは女の形（すかた）左右の手して胸乳（むな）をかくしてこも陰處をあらはせり。男女ともにあたまにかゝふれるものなと今の世にはめなれぬさま也。ひとつは法師にひとつは猿に似たり。すへて四ツ皆高さは四尺あまりもあらん。いとあやしきもの也。（句読点筆者）

久老は四体の石像を、男、女、法師、猿と見なしている。久老の男女は胯間に微妙な形象があり、久老はそれを陰部と見なしている。また、両者は頭に珍しい冠り物を着けている。そのような形象を備えているのは、今日の俗称による「山王権現」と「男」である。久老が女と見なす者は両手で胸を覆っているはずである。その姿は「女」ではなく、「男」である。両者は頭に珍しい冠り物を被っているという指摘も一致する。残りの二つが法師と猿と言うのだから、久老は、四体の石像を左右二体ずつ記述したと思われ、久老の言う猿とは現在の「女」に当たる。今日「女」と俗称される石像が久老の言う女だとしたら、今日の「僧」が法師に当たるのは揺るがないから、「男」が猿に似て

いることになる。しかし、「男」はどう見ても猿には見えない。

荒木田久老「やまと河内旅路の記」は版行されなかったから、その言説を知る者は少なかったであろう。しかし、この一節は本居宣長がほぼそのまま『古事記傳』第四十四巻「師木嶋宮巻」に引用したことによって[32]、より広く知られたので、『大和名所圖會』の記事とも混交したのだろうか、久老の判読を概ね継ぐ谷森善臣『藺笠のしづく』は次のように述べる[33]。

さて、この方なるかた（欽明天皇陵の前方部）の南の下段に、高さ四五尺許に、石もて作れる奇しき人の像四つあり。二つは、陰莖（マセラ）を露（アラハ）して咲（ヱ）みたるかた、二つは、頭まろくして法師のごとく、面は猿に似たれば、里人（全体を）猿石といひ、また堀出（ママ）しの山王ともよぶ。背面にも側面にも。異様なる顔貌（スガタ）ありて、鬼のごとく獣のごときさましたり。（括弧内注筆者）

やや分かりにくいが、今日の「女」を猿と見なしている。それに胸乳を表すかのような線刻があるのが、後に「女」に変わった理由かも知れない。とうてい猿に見えない「男」が「山王権現」に変わったので、猿石と称されながら、猿に当たる像がなくなってしまった。

以上の検討で、先ず、猿石はもともと二体であったのが、後に二体が加えられて、四体になったことが分かる。さらに、四体の中の二体は、彫風の特徴が共通しているから、その二体すなわち「山王権現」と「男」が最初にあった物と考えられる。

それでは、この二体は何を意味したのであろうか。次に検討すべき問題である。

三　エロスとタナトス

生と死の共起はしばしば観察される文化現象の一つである。欽明天皇陵の猿石を見たとき、荒木田久老もそう実感したかも知れない。先に引いたように、これらの石像は奇妙な風体で陰部を露呈した男女、および、それぞれ僧侶と猿に似た二体の計四体とし、「やまと河内旅路の記」[34]三七七頁にこう続けている。

こはいかなるゆゑともしらねと、もしは鈿女命のなしませしわさおきにならひて、かゝるをかしき人わらへなる形をゑりて、御陵におきてみたまをゝき奉れるいにしへの人の所爲（しわさ）にや。いにしへしぬふ人等はかならす〳〵ゆきて見るへきもの也けり。（句読点筆者）

久老は、これらの石像ははっきりしないが記紀の天岩戸説話に倣ったものではないかと推測している。これを本居宣長が『古事記傳』に久老の説としてほぼ同文で引く。周知の通り、両者はともに賀茂真淵に師事しながら、久老は晩年には宣長ならびにその一門に敵愾心を燃やした。[35] しかし、宣長の方は何の蟠りもなく、久老の説を引用しているは、それだけ久老の説を評価していたのだろう。

谷森善臣『蘰笠のしづく』も天岩戸説話とまでは言わないが、石像の形象については久老と同じように解釈している。さらに、『山陵考　大和之部』に次のように述べる。[36]

堤跡今は畑となりて、字をツクエといふ。の外南に字を池田とよびて、又低くなれる田あり。これは外堀の跡埋まりて、田となれしものなり。元祿十五年十月五日、この池田より石像四驅を掘出たり。その面貌形體、まことに異様にて尋常ならず、一石に二面或は三面あり、面別（ゴト）にその容貌を別にし、或は男、或は女、ともに裸體にて、みな陰

處をあらはし、哭が如く、笑ふがごとく、その顔貌狀ふべからず。

近代考古学上の本格的な解釈を試みた斎藤忠[37]は、宣長の引く久老の記述を「あるいは法師に似ている形をしているとか、猿に似た形をしているという表現は、比較的忠実なものであったといえる」としながらも、「男女をあらわす部分の表現など、かなり誇張的なものであり、その実態をとらえていない」と評している[38]が、前に引いた本澤清三郎も生殖器崇拝の風習としているから、久老や善臣の言うように、両手を下腹部に向けた姿などを陰部を露呈した所作のように解釈するのは衆目の一致するところと言えるだろう。

古墳に生殖器を露呈した像を置くことがあった。管見では、最古の発見物は群馬県の上武士古墳出土の田の人埴輪である[39]。大場磐雄「性器をあらわした埴輪[40]」が次のように指摘している。

……九州で発見された石人の中に男性性器を示したものがある……茨城県雨引村発見の男女の一対……昭和三十三年末に実査したが、その後実物は他に転売されたらしく、現在は行方不明で……詳細な報告も出ていない……男子像は美豆良に結髪し……胴下部中央に勃起した一物を挺出する、……女性像は島田髷に耳環をつけ、右手は帯に左手は胸下におかれ、座った胯間に大きな陰部が作られ……女陰をあらわす埴輪はウスメの姿ではあるまいか。とすると男根を出した埴輪もこれと一対となって一種の性的行為をなし、除魔の役割を担った像であったかしれない。

大場の推測は、概略正しいと思われる。その解釈を傍証するような発見が二〇〇二年にあった。それは、宮崎県新富町の「祇園原（ぎおんばる）古墳群」の百足塚古墳から発掘された形象埴輪である。ここに掲載した写真は新富町教育委員会の報告書[41]から転載したものであるが、つぎのように説明されている[42]。

上衣に襷掛けし、裾をたくし上げ性器を見せる女性の立位の全体像である。高さは約90cmで、左手だけが不明である。髪はつぶし嶋田で、頸には玉飾りをつける。女性器の周辺はベンガラが塗布され、下半身が強調されている。

陰部を意図的に露出した女人の埴輪と古墳の組み合わせは、言うまでもなく、天岩戸説話を連想させる。周知の通り、天照大神が亡くなって天岩戸に隠ったので、八百万神が集い、その場で天鈿女命が「天の日影を手次に懸けて」裳を引き下げ陰部を露にして踊った。

上代における人の死去あるいは埋葬の時に、天岩戸説話が伝えるような儀礼が実施されたかどうかはわからない。しかし、この説話に込められた思想が信じられ、埴輪の制作と安置によって具現化の試みがあったことはこの埴輪の存在で明白になったであろう。そして、猿石の検討だけでは陰部を呈示している姿だと認めがたくとも、百足塚古墳の埴輪を参看すれば、そのような解釈が可能となる。むしろ、さまざまな猿石の解釈[44]のなかで、唯一説得力をもつようになったと言っても過言ではない。

では、猿石は天岩戸説話を再現したものであろうか。そうならば、左端が天鈿女となり、残りは八百万の神となる。しかし、久老が件の説話を「鈿女命のなしませしわざおき」と称したように、天鈿女が主役であるはずだが、石像はその右のいわゆる山王権現が中心であることはその存在感から歴然としている。しかも、天岩戸説話では、前後に二面のあることの意味が明示的ではない。同説話の再現も含めて、より基本的な意味を考える必要があると思う。

天鈿女が陰部を呈示したのは、天岩戸説話の場合以外に、もう一度ある。それは天孫降臨の場面である。『日本書紀』神代下によれば、概ねつぎの通りである。

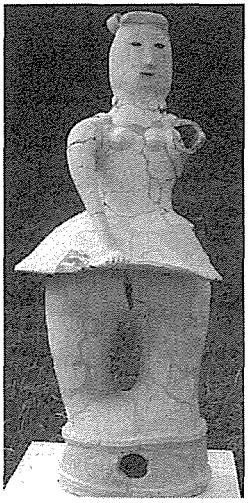

先導の者の報告によると、天と地の間に岐路があって、そこに異貌の怪神がいた。特に、その眼は、「八咫鏡の如くして、赫然赤酸醬」すなわち赤く輝く巨大なもので、だれも対応できなかった。「目勝ち」である天鈿女が向かうことになった。女神は「其の胸乳を露にかきいでて、裳帯を臍の下に抑れて、咲噱ひて」向かい、誰何すると、怪神は天孫を迎えに出た猨田彦であった。猨田彦は一行を先導した。

この挿話は、古代日本における邪視信仰の存在を示している。[45] 邪視とは超自然的な眼力を意味し、時にその視線の対象を害するので恐怖の原因となった。それに対する防御策の一つが生殖器の提示である。[46] また、邪視をもった者はしばしば目を極端に強調した形象に表現される。[47]

もし、飛鳥の猿石が日本神話の場面を表しているとしたら、先に見たように、本来はいわゆる「山王権現」と「男」（実は女神）の二体であったろうから、天岩戸説話よりも猨田彦と天鈿女の邂逅の場面の方が似つかわしい。「山王権現」が主役であるのも、その像が誇張された目をもっているのも当然と言える。記紀の天孫降臨の記述では、登場する猨田彦は生殖器を露出していたとは述べられていない。しかし、対する天鈿女が「目勝ち」であるとは、明らかに女神自身も邪視の持ち主であったことを意味するから、[48] 対する猨田彦が局部を顕示したとしても不思議ではない。後世、猨田彦が天狗の風貌を得、生殖力の象徴となるのは飛鳥坐神社の御田祭りなど類例は少なくないが、この両神の遭遇の伝承に関係があろうことは言うまでもないだろう。

しかし、実は猿石が天岩戸説話と男女神の遭遇のいずれを模していたかは重要ではない。儀礼が神話の再現だとすれば、確かに、天岩戸説話や男女神の遭遇に由来するかも知れない。しかし、儀礼と神話の関係は、一方が他方の根拠だったり、原因であったりするものではない。思考の具象化の方法が異なるだけである。根底にある文化が言葉で表現されると説話となり、所作で表現されると儀式となる。大場磐雄が推測したように、古墳に置かれた性器を強調した埴輪は、「一種の性的行為」を象徴したのかもしれない。あるいは、語られるべき神話の代わりに、又、演じられるべき儀礼の代わりに置かれたのかもしれない。

四　葬礼の方相氏

猿石が最初に据えられた欽明天皇陵が築かれた時代の葬礼はどのようなものであったかはほとんど分からない。書かれた情報は、欽明帝の崩御の後、百年以上の後の『養老令』「喪葬令第廿六」[49]に求めるしかない。その規程の中で、親王一品の位にある者および太上大臣の葬儀には方相輀車が供与されたことが興味を惹く。方相輀車とは、方相氏が先導する柩車のことであろう。[50]

方相氏とは、古代の東アジアで追儺や葬送の祓除を司る職掌である。『周禮』「夏官司馬」[51]の項に次のように述べられている。

方相氏。掌蒙熊皮。黄金四目。玄衣朱裳。執戈揚盾。帥百隷而時難。以索室敺疫。大喪先柩。[52]及墓入壙。以戈撃四隅。敺方良。（引用中の句読点は筆者。以下同）

文中、「難」は「儺」の初文、「敺」は「驅」の異体字で、次のように読むのだろう。

方相氏。掌するに熊皮を蒙り、黄金四目、玄衣朱裳にて、戈を執り、盾を揚げ、百隷を帥い、時にあたって儺す。もって室を索し疫を驅る。大喪において柩に先んじ、墓に及び入壙し、戈をもって四隅を撃ち、方良を驅る。

鄭玄の注などに方良は罔兩のこととするが、やや音が合わないから、「方魎」という方に関わる、今では忘れられた魔物のことだったかも知れない。[53]いずれにせよ、「敺方良」とは邪気を払うことを意味したのだろう。

方相氏の扮装の「蒙熊皮」について、鄭玄は「蒙冒也。冒熊皮者。以驚敺疫癘之鬼。如今魌頭也」と注す。方相氏

の原初形態が熊であった可能性については上田早苗が論じた。[54] 人間が熊に扮して、その獣頭を頭に被る指摘は、同様の民俗例[55]も少なくなく、きわめて興味深い。鄭玄注によれば、方相氏は漢時には魌頭と同類であった。魌頭は、小林市太郎が詳論した[56]ように、醜怪すなわち鬼頭の巨躯であった。[57] 後世の中国において、儺および葬儀における方相氏が金剛力士となり、我が国の後世の追儺において、方相氏に代わって鬼が登場したり、更歳にナマハゲなどが来訪したりするのは、方相氏の本質を物語っている。[58] かつて述べたように、[59] 鬼の醜悪な形相、皮膚色などは死者の特徴であり、象徴である。そのようなものは所謂「群来」するのであるが、その特徴も方相氏による儀礼に観察される。[60]『酉陽雑俎』巻第一三「尸穸」四四九話に「魌頭所以存亡者之魂氣也」とあるのは、方相氏ないし魌頭の本質を後世によく伝えていると言える。

その方相氏が本来どのような姿であったか、特に「黄金四目」の意味については、管見の限りでは、二説しかない。[61] 一つは小林市太郎の説[62]で、「黄金四目」とは「黄金の眼を四個かざれる假面」と解した。その四ツ目の仮面とは、近世の日本[63]や二十世紀前半の朝鮮半島[64]に見られる目が四つついた、顔を覆う平板な仮面ではなく、頭部全体を挿入するもので、前後に顔がついていて、その目を合わせて四ツ目となると解釈し、その姿を写した土偶がパリのセルヌーシ美術館（Musée Cernuschi）に所蔵されていることを明かにした。この小林説は、明器である方相土偶やその他に方相氏の姿を伝えるとされる壁画など、同時代の資料が伝える像が身体に比して著しく大きな頭部をもっていること、また、後世の日本や朝鮮の方相氏のように目が四つついた顔の図像が古代中国にまったく見出されないことからも支持される。

もう一つは、春成秀爾の説である。「熊の頭の皮を剥いで仮面を作り、その際に熊の目はつけたままにして、その下の位置に着装者用の目の孔をあけたことにその起源がある……熊の目が上に2つあり、その下に面をかぶったときに外を見るための孔を2つあけてあったのだが、西周代に木製品などに代わったときに四つ目になった」と述べている。[65] しかし、『周禮』などの記述では、「蒙熊皮」さらに「黄金四目」というのであるから、この四目には熊の目は入っ

てはいない。[66] また、装着者用の孔は、被り物の使用必要上のもので、もともと文化的な機能がなかったろうから、それが後世において象徴的な意味をもつとは考えにくい。[67]「熊皮を被り、黄金四目で黒い上衣、赤い裳、戈と盾を手にする」方相氏の扮装は、中国、朝鮮、日本の諸書にほとんどそのまま繰り返される。[68] 唯一異なるのは、我が国での実行では熊の皮を被ることはなかった点である。また、「東京賦」の注に李善が引いた『漢旧儀』では「蒙熊皮」ではなく「蒙虎皮」になっている。[69] 方相氏が熊の皮を用いるのは、早くに忘れられたのかもしれない。[70]

一方、前後に顔をもつ様式が古代中国にあったことを裏付ける神像（？）が、一九八九年江西省新淦県大洋洲で発掘された。現在、江西省博物館蔵の双面神人頭像である。高さ五三糎、幅二二糎、重さ四・一瓩の殷晩期の青銅製である。掲載した写真[71]では明白ではないが、裏面にも表面と同じ面貌がついている。今のところ類例は知られていない。「他の面具同様に、戦闘に際して敵に向かってなんらかの呪術的な霊力を発揮してくれることを期待された、その氏族の奉ずる守護神像のようであった可能性が信じられよう」[72]と解説されているが、その解釈に特段の根拠もしめされていないし、「他の面具」は馬飾りないし盾飾りにされたと考えられるが、[73] 形態が著しく異なるから、別途に用いられたとする方が自然であろう。

そもそも『周禮』の記述では「黄金四目」が面かどうかさえ不明である。それには『大唐開元禮』巻九十「其一人方相氏。著假面黄金四目……」という記述を待たねばならないが、それは七百年以上[74]も後のことである。その数百年の間、「黄金四目。玄衣朱裳」は方相氏の扮装として、『漢舊儀』『續漢書』『隋書』などに再説されるが、付注されることはない。ということは、「蒙冐也。冐熊皮者。以驚毆疫癘之鬼。如今魌頭也」とあるような鄭玄の注の周到さを考えれば、語義が自明であったのであろう。

近代俗語の場合であるが、「四眼人」「四眼女」「四眼婆」とは妊婦の賤称である。[75] この場合「四眼」とは目が四つあるのではなく、妊婦と胎児の二重体を意味してい

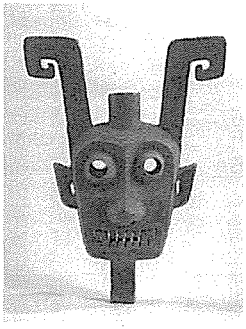

る。同様に、「四目」も二重体を象徴し、面自体の二眼と装着者の二眼のことを意味していたとも考えられる。しかし、鄭玄の注に方相氏は「如今魌頭也」とあり、方相は四目であるのに対して二目を魌と言い[76]、ともに著面する者であったから、「四目」は単に著面を象徴していたのではない。「四目」と呼び習わされた特異な姿であったのである。

さらに「黄金四目」も目が黄金であったのではなく、面が黄金であったとも解釈できるのではなかろうか。実際、「黄金四目」以外には方相氏の目が黄金であったことを示す記述はない。後世の記述であるが、厠に現れた魔物が「如方相。両眼盡赤」（『搜神記』巻九）であるとか、人に変じた霊犬が「狀似方相。目赤如火」（『搜神後記』巻七）であるとあるから、むしろ赤目であった可能性がある[77]。

最近の考古学の発掘はこの件についても示唆に富む。一九八六年に発見された三星堆の青銅器の中に、金箔で仮面をかぶった姿を表現したものと思われる頭像[78]が複数あった。また、二〇〇一年成都市金沙遺跡から、金面具が発掘された。

さて、『養老令』「喪葬令第廿六」は、唐の永徽令の条文を斟酌して定めた[79]とされるが、『養老令』には、「遊部」が登場する。遊部は「日本固有の葬儀を行う呪術者[80]」であるから、『養老令』の葬礼は、唐のものと我が国固有のものを折衷したものであったと思われる。また、「我が国の葬儀にもちいられる方相は、追儺の方相氏を流用するもの[81]」とされるが、追儺すなわち大儺の場合も、中国伝来の要素をすべて受け入れたものではないことは既に詳論されている[82]。さらに、条文の規定があるのみで、実施されたかどうか不明である。事実、太上大臣の葬儀に方相轜車が用いられた例はない[83]。

ところが、推古元年（五九二年）正月に、仏舎利を法興寺に送る儀礼があり、「第四輅載引導方相也」との記録がある[84]。遺体と仏舎利では厳密には同一とは言えないが、死者を「仏」と呼ぶように、他界のものとしては同じものであるから、葬送の儀礼に、『大宝令』どころか、実在が確実ではない『近江令』（六六八年？）よりも以前に方相氏が登場したのである。それは仏教伝来に伴う特殊な場合であったのであろうか。しかし、中国や朝鮮では方相氏は、大

儺と大喪に登場するのであって、仏教儀礼とは無関係である。要するに、唐制の導入以前に我が国に方相氏が存在したことになる。

この現象に対して考え得る解釈は、後世の令などで定義される方相とは別に、それに類似したものが存在したということである。すなわち、大儺であれ大喪であれ、方相氏が登場する儀礼は、後世、確かに唐制に従って制度として制定されたが、それは既存の類似した儀礼を整理したに過ぎなかったのではないか。それゆえに、方相氏たるには重要であると考えられる様態が変化したのである。

数百年以上にわたって繰り返される方相氏の様態は、方相氏を決定づける特徴のはずである。しかし、我が国では、その方相氏の特徴の中、熊を連想させるものは消えた。また、「玄衣朱裳」も早く守られなくなった。『政事要略』掲載の図が我が国の方相氏の古い姿を伝えているとしたら、「四目」と「朱裳」と「執戈揚盾」しか中国の方相氏に通じるものがない。しかし、『政事要略』掲載図は文献上の表現を復元したものに過ぎなかったと思う。[85] なぜなら、同掲載図の再掲が繰り返されるだけで、新たな記述が見当たらないからである。

本来の方相氏の「四目」が双面を意味していただろうと思われるから、既にのべた双面の埴輪や猿石の意味が推量できるのである。

五　時空間を越えて

世界の諸文化において、双面ないし双頭の者が境界に出現することは周知のとおりである。ここに取り上げた事柄もそのようなものの一例である。要するに、我が国の古い文化に時空間を越えて世界に繋がるものがあるのである。

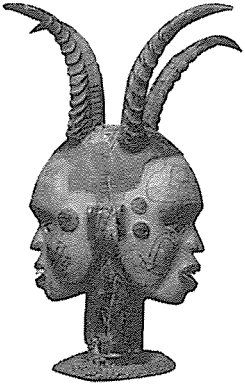

最初に取り上げた双面の埴輪は、完全に同じ顔を二つもっているのではない。明らかに一面は怒っているように見え、他方は平穏な顔つきである。また、黥面を思わせる文様があるが、それも異なる。ナイジェリアのBoki族は双頭、双面の頭飾りを種々多数制作したことで有名である。その代表作の一つは、スイスのCarlo Monziano Collectionとメトロポリタン美術館にほぼ同じものが所蔵されている。頭上に二角を生やした若者の顔が前後についている。その顔立ちはそっくりだが、顔に描かれた文様が異なる。此岸の真実を見抜き、彼岸へ入るために使われたと言われる。[86] このような例はほかにもあるが、単に双面であるだけではなく、相似しているが細部が異なるというように微妙な様式が一致する上に、その象徴内容が類似するのは偶然とは思えない。

境界においては、しばしば、対像や二重体が見られる。古代においては、生贄を縦割りにして、その間を通過する儀礼があった。[87] 動物や人間の身体は、左右の半身はよく似ているが鏡像ではない。そのような象徴性が境界には必要であったのである。

宮崎県西都市西米良の銀鏡神楽はきわめて古い文化を今日に伝承するものである。[88] 吉田聡風『耳袋』巻之三「米良奥山人民の事」が人々の採集狩猟の生活振りを伝えた地である。その十二月の夜神楽の最後は「神送り」と呼ばれ、前後に二面を被った男三人が神楽場を出て、人々の間を踊り廻る。ここにも送別の場に双面が登場するのである。銀鏡神楽の興味深い点は、神楽翌日の直会である。祭りに生贄としたイノシシの首を銀鏡川に持ちだす。河原には世界を象徴し、沖縄の御岳（ウタキ）の竈にある三石に相当すると思われる三つの磐がある。そこでイノシシの顔の肉を削って焼き、一同で共

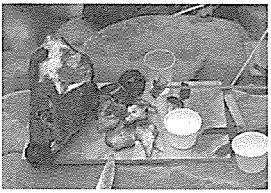

食する。それは、アイヌのイオマンテの最後に熊の頭の肉を共餐することを思い出させる。

文化は伝播すると同時に、伝承される。また、環境によって変化する部分と変化しない部分がある。そのそれぞれが関心の対象とはなり得るだろうが、もし、人間の文化を追究するのなら、変質せずに伝承されるものが重要となろう。また、言語自体も文化の一部であり、国や民族や宗教なども文化の所産であるからには、それらを文化に優先させて取り扱うのは正しい方向とは言えないだろう。

文化の最も基本的な特色は「分節」であり、その結果としての「範疇」であることは論を俟たないから、分節のあり方や範疇の基準が関心の中心となるのは当然である。そのような文脈において、いわゆる「境界」は文化論の中心となると思う。拙論で取り上げた問題もその境界に登場する者のあり様に関する瑣事であった。

註

（1）発掘自体については、丹野拓「特別史跡岩橋千塚古墳群の保存修理事業に伴う第3次調査」（『和歌山県文化財センター年報　二〇〇五年度』（二〇〇六年和歌山県文化財センター）四～六頁に報告がある。

（2）版権所有者の和歌山市教育委員会より転載許可を得ている。

（3）津久井清影『聖蹟圖志』「神代幷諸國部」（嘉永七年（一八五四年）刊）の「大和國高市郡檜隈及身狭越智並畝傍山四邊諸陵圖」では「檜隈坂合字猿山又山王ト云欽明帝陵」と注記された山陵の裾にそれらしきものが四体認められる。

（4）寛政三年五月京師書林小川多左衛門他刊。

（5）竹村俊則「秋里籬島と『都名所図会』」（『日本名所風俗図会8』京都の巻Ⅱ（昭和五六年角川書店）所載）五一一頁以下を参照されたい。

（6）本人の著作以外では、西澤一鳳『傳奇作書』（「西澤文庫傳奇作書殘編」中の巻「秋里籬島翁の話」（『新群書類從』（明治三九年國書刊行會刊）第一所収）一八三～一八四頁）および瀧澤馬琴『異聞雑考』の記事ぐらいしか資料が伝わっていないが、いずれも伝聞、推量の域をでない。図会大流行のきっかけになった『都名所圖會』の流行について、前者は籬島個

人の創意工夫の結果だとし、後者は版元吉野屋爲八の企画で、偶然の所産であるとする。両書とも、『都名所圖會』（ならびにその補遺である『拾遺都名所圖會』）の後、同様に『大和名所圖會』が制作、出版されたように述べているが、以下に述べるように、『大和名所圖會』は他人の先行本の補綴のようなもので、制作の経緯が全く異なるし、版元も吉野屋爲八ではない。これらのことに、両文とも触れないから、信憑性が高い記事とは言えない。

（7）中野三敏氏のご教示による。和歌山県立博物館蔵の『熊中奇觀』二巻一帖に、今は失われた題簽について明治二五年付けの書き付け（同館学芸員安永拓世氏提供）がある。それに「題書の結尾に為植之兪君　源孟彪の句あり」とあり、源孟彪とは高芙蓉だと考証し、植之兪は諸侯の一人と憶測している。之兪とは禹言の字であるから、高芙蓉とは君付けの交誼があったのであろう。後述（注八）のように、荒木田久老が見た禹言の遺品にあった絵文からなる紀州熊野行の日記三巻がこの『熊中奇観』とも思えるが、禹言の手跡ではない由（安永氏談）ゆえ、久老の思い違いか。いずれにせよ、禹言が高芙蓉に命題ないし鑑定を依頼したものであろう。よって、高芙蓉が『大和名所圖會』の補綴を雛島に勧めた蓋然性は極めて高い。因みに奈良縣『大和人物志』（明治四二年（一九〇九）五九〇～九一頁「植村禹言」に三種の紀行が上げられているが、『國書總目録』ではいずれも所在不明である。

（8）『玉勝間』三の巻「植村禹言といひし人」（岩波文庫上巻一一三頁）に「奈良のあたり、疋田村といふところに、植村禹言といふ人ありて、廣大和名勝志といふふみ、三十冊をあらはせりとぞ、此人すべて、國々所々の事を考ふることを好みて、記せる物これかれおほかる中に、大和の國内の、ふるき所々の事は、ことにくはしく、考へたりとぞ、天明二年壬寅二月廿七日に、みまかりぬと、傳（ツテ）に聞り、こゝにもとぶらひ來て、一度逢しこと有き、まことにふるき名どころのことゞもは、くはしく考へえたりげにかたりき」とある。久老『やまと河内旅路の記』（伊藤正雄他校訂『荒木田久老歌文集竝傳記』（昭和二八年神宮司廳）所収。三八六頁）に「西大寺にゆくその南の門よりまた西に行つゝ疋田村にいたれりかの植村氏をたつねてその家に行て禹言ぬしをとふにこのきさらきの廿日まり七日にやめる事もなくてにはかに身まかれりといふにいとかなしく道の長手をはろ〳〵におもひたのみて尋來つるもかひなし口をしきにこの家あるしなりける宗十郎といふ人出きてけふは五七日にあたりてあととふ法のわさなとせしとかたれるを聞はいよゝ涙せきあへすさきに契の給ひし事らおもひ出るも

うつしみの常さき世とはおもへとも　猶はかなきは忌にそ有りける

といひつゝけらるかのぬしの書おけるもの何くれ取出て見せ給へりその廣大和名勝志三十冊あまり又伊勢物せしをりそのかへりちに木の國の熊野を經て日記三卷すへて繪にうつして名たゝる所〳〵のゆゑよしはそれか上下に書しるしありいつれも〳〵つはらにしろしおけるかゝろもの見るにつけてもかへす〳〵うらかなしくいはんすへなし」とある。

（9）藤貞幹寛政二年（一七九〇年）三月一三日付立原翠軒宛書簡（池田四郎次郎他編『日本藝林叢書』第九巻（六合社）「無仏斎手簡」一三頁）に、「（鎌足武智麿伝）異古本ノ方ハ大和国郡山ノ人家ヨリ出申候、植村禹言【書林ノ致隠居候者】取出し大島逸記へ売り申し候」とある。

（10）本来村名がなかったのが、晒に因んで疋田となったという（奈良縣『大和人物志』（明治四二年（一九〇九）五九〇頁「植村禹言」では「匹田村」とある。）。同地に植村という旧家が実在したことは間違いない。

（11）久老（注八参照）によると、「三十冊あまり」であったらしいが、現存するのは二九分冊である。各冊の巻頭には、二冊を除いて、郡名に基づく巻名と記事の目録表が付されている。表紙にも巻名と巻数が書かれているが、両者は一致しない。最終巻の表紙に「四七終」とあり、一部の郡の記事が欠落しているから、一部が散佚した可能性がある。巻によっては、他書の抜き書きや心覚えをそのまま綴じただけで、明らかに将来の推敲を期したものである。

（12）現状では第二十六分冊である。

（13）前掲「秋里籬島翁の話」一八三頁。

（14）寛政九年（一七九七年）京兆鷦鷯刊。

（15）後述するように、端座したときの脚の線ではないかと思われる。

（16）『奈良縣高市郡志料』（大正四年高市郡役所刊）四二六～四二七に「後醍醐天皇足利尊氏の難を避けて吉野に行幸の後、越智邦澄吉野朝の爲に賊軍防禦の目的を以て此處に城寨を築けり。是れ實に高取城の創始なりとす。」とある。一方、猪熊兼勝「亀石と猿石」（『明日香風』3号（一九八二年）所載）一一一頁によると、猿石は、その制作工法に益田岩船、飛鳥の古墳石材などと共通性が観察され、当地の歴史的背景を考慮すれば、飛鳥時代後半の作品であると思われる。

（17）原典では「こと」は合字。

（18）『考古界』第五篇第八號三七～三八頁。

（19）斎藤忠「奈良・吉備姫墓にある「猿石」とその源流」（『日本古代遺跡の研究　論考編』昭和五一年吉川弘文館刊）三八五

頁。

(20) 享保二一年江府小川彦九郎京師茨城多左衛門同刊関祖衡編『日本輿地通志畿内部巻第十一～二十六大和國』。

(21) 上田寛「誠所先生家傳」（五弓雪窗撰『事實文編』三二（明治四四年國書刊行會刊）所収）二五一頁に「官二下命畿内一、使三先生得二恣意討究一、乃相二地理一、按二圖籍一、詢二耆舊一、探二私録一、而質二諸正史令式及諸文集稗官歌謠之言一、崎嶇跋渉、委曲考證、必諦而後止、其初至也」とある。

(22) 猪熊兼勝「飛鳥の猿石」（『明日香風』2号（一九八二年）収載）八五頁は津川長道『卯花日記』（文政十二年一八二九）の「此山の上ニ大石にてつくれる石人四あり、冠服の形ちにていと大なる物なり、かは猿に似たれハ里人は庚申といふ、享保の此は二軀なりし……」を引いて、元禄一五年に出土したのは二体であったとする。ただし、津川長道の論拠は『大和志』の記事である。

(23) 日本古典文学大系本。

(24) 原典は「廴」の代りに「辶」の異体字。

(25) 『藺笠のしづく』（安政四年＝一八五七／五八年）（『勤王文庫』第3編「山陵記集」（大正一〇年大日本明道会刊）所収）二八七頁。

(26) 黒川は『大和志』『大和名所図繪』などの諸書を引くが、『藺笠のしづく』には言及しないので、独自にこの結論に達した可能性はある。

(27) 「今昔物語に見えたる元明陵及び鬼形石像を辯じ併せて一説を試む」（『考古學會雜誌』三（明治三〇年）所収）一〇九頁。

(28) 谷森善臣は『藺笠のしづく』二八七頁に「そのさま三段に作立たるが、すべてに礫を散滿（シキミ）てたり。四周の田の際（キハ）だちて低（メグリ）きは、堀を埋て田にしたるものなりけり」と述べている。

(29) 寛政九年（一七九七年）京兆鶴鶏刊。

(30) 本澤清三郎「檜隈墓石像考」二四～二五頁に「今も平田の人はこの石像が池田より發見せらる日を紀念として陰暦十月五日に餅赤飯其他柿蜜柑等を供へ考（ママ）幼男女此所に打ち集ひて其供物を戴く例になつて居る」とあるから、元禄一五年の発掘が明治時代にまで伝承されてきたとも考えられる。ただし、明治五年に欽明天皇陵が整備され猿石が吉備姫王墓に移されたおり、『大和名所圖會』以来の伝承に基づいて供物を捧げるようになったのかも知れない。一般に、古来の偶像を無闇

に移動させるものではない。何かの都合で場所を移した場合には、新たに祠を建て祀ることは稀ではない。籬島が、元禄一五年十月五日と記し、図会が版行されたときから、その日付が独り歩きしたことはありそうなことである。善臣も、実見の記録である『蘭笠のしづく』では、「此石ども、元禄十五年十月五日。此陵の邊の池田と呼ぶ田地より掘出たりしを、此所に居（スエ）たるなりとぞ」と伝聞にしているが、後の『山陵考　大和之部』四五〇頁（『勤王文庫』第3編「山陵記集」（一九一九年大日本明道会刊）所収）では「元禄十五年十月五日、この池田より石像四躯を掘出たり」と断定している。当時の飛鳥にも名所絵図ぐらいは目にする者もいたであろう。

(31) 元は天明二年（一七八二／八三年）に成り、写本で流布。伊藤正雄他校訂『荒木田久老歌文集並傳記』（昭和二八年神宮司廳）所収。

(32) 文政五年（一八二二年）には第四十四巻も版行された。

(33) 前掲書二八七頁。

(34) 前掲書所収。

(35) 伊藤正雄「荒木田久老の生涯」（前掲『荒木田久老歌文集並傳記』所収）六三五頁以下。

(36) 前掲書四五二頁。

(37) 前掲論文「奈良・吉備姫墓にある「猿石」とその源流」三八五頁以下において、斎藤は先行の諸説を退け、高取城跡のものも含めた五体の石像は、形態や表情や彫風などが共通しているから、全羅北道益山郡金馬面にある百済の弥勒寺跡石塔の四隅（？）に置かれた石造物が祖型で、「邪悪の侵入から塔を守るという呪的な性能をもたせることはいうまでもない」という。しかし、弥勒寺跡石塔では東側の南北に二体しか現存しない。磚塔の四隅に石獅が置かれる例から、西側にも同様の石造物があったとの推量は、類例が知られていないから、疑問が残らないわけではない。仮に四隅にあったとしても、さらに、石塔がパゴダ本来の機能を維持した墓に等しいものだとしても、猿石の方は墳墓の四隅にあったわけではない。弥勒寺跡の石造物は摩滅が激しく、何の像か想像さえ出来ぬほどであり、結局、怪異な印象を与える石像であることと両手を身前に合わせていることぐらいしか共通点はない。両者とも人ではない怪物を彫ったものなら、怪異な印象となるのは当然で、共通点とは言えないであろう。また、両手を身前に合わせると言っても、韓国のものは胸の上で、五指を上方に向けて合わせているのに対して、猿石は水平ないし下方に向けている。韓国のものに最も近い手姿は高取城跡の像に観

察されるが、それを加えると五体となって数が合わない。そもそも、高取城跡の像と飛鳥の猿石とが同類である確証がないことは先に述べた。さらに、弥勒寺跡の石造物は、猿石のように裏面にも顔がついているわけではない。

(38) 前掲論文三七九頁。

(39) 佐藤行哉・後藤守一「鶏塚古墳發見の埴輪」（『考古學雑誌』第二一巻九号（一九三一年）所収）を参照されたい。

(40) 『國學院雑誌』六九―七（昭和四三年）（『大場磐雄著作集』第三巻（昭和五二年雄山閣）所収）二九七～二九九頁。

(41) 『祇園原古墳群6』（新富町文化財調査報告書　第三六集）（二〇〇三年宮崎県新富町教育委員会刊）写真図版四の4。版権所有者の新富町教育委員会より転載許可を得ている。

(42) 前掲書一四頁。

(43) ヒカゲノカズラの類か？

(44) ほかに、七福神（藤貞幹前掲論文および平子鐸嶺「本邦墳墓の沿革」（『仏教芸術の研究』大正三年金港堂書籍刊）、庚申神（本澤清三郎前掲論文）、隼人の俳優（黒川眞道「今昔物語に見えたる元明陵及び鬼形石像を辯じ併せて一説を試む」（『考古學會雑誌』三（明治三〇年（一八九七年）所収）の説があるが、いずれも論拠に乏しい推測であるので本論では割愛した。

(45) 南方熊楠「出口君の『小児と魔除』を読む」（『東京人類學會雑誌』二四巻二八七号（明治四二年（一九〇九））所収）が最初の指摘である。以降、定説化して、日本思想大系本『古事記』（一九八二）九五頁注、土橋寛『日本語に探る古代信仰』中公新書（一九九〇）七一頁以下など諸書に言及される。

(46) アイヌの昔話「オキクルミの魔神退治」（『日本昔話通観』一・三七）や沖縄の昔話「鬼餅由来譚」（『日本昔話通観』二六・四六）など参照されたい。

(47) O. G. S. Crawford. *The Eye-Goddess* (1957 London/New York) に多数の画像が掲載されている。

(48) 「目勝ち」は伝統的には「まかち」と読まれるが、「めかち」もあり得たと思われる。「目糞」参照。現代日本語では、語中子音の二重化によって強調形が作られる（例えば、凄い→スッゴイ）。俗語「メッカチ」には通常ならざる視線も意味する。江戸歌舞伎の「にらみ」のように通常ならざる視線に魔力があるとする俗信の例（『今昔物語』巻二十「天狗、現佛坐木末語」など）は中世以降も少なくない。

(49) 日本思想大系本四三六頁。
(50) 『令義解』に「謂。方相者。……所以導輻車者也。輻車。葬車也」とある。
(51) 『周禮註疏』（汲古閣刊本）巻三十一・十五～十六丁。
(52) 原典では「柩」は　文で、匚に舊である。
(53) 小林市太郎『漢唐古俗と明器土偶』（一九四七年一條書房）一六五頁において、この音の不一致を「罔象」という水神を引き合いに出し、説明しようとしている。この罔象および罔兩は赤黒い小児であるとの伝承があり、方相氏が追儺において赤頭巾を被った児童（侲子）を率いたこと、ならびに水魔ないし水神に関わることなど興味深い課題は尽きない。例えば、地母神の零落した姿と思われる山姥が金太郎と結びつくことなど、本件との関係で考察すべき問題であろうが、すべて後論に譲る。
(54) 上田早苗「方相氏の諸相」（『橿原考古学研究所論集』十（一九八八年吉川弘文館）所収）三四六～三四七頁を参照されたい。ただし、特徴として指摘される赤眼、鋭牙、吐舌は、あらゆる猛獣や害獣、延いては竜蛇にまで適用されるうるから、熊のものよりは、神格としてのものであろう。
(55) 上半身の獣の仮装は、レ・トゥロワ・フレールの洞窟の壁画など、旧石器時代から知られる。バルカン半島では、今日でも、冬至ないし更歳に熊の毛皮を纏って熊に仮装し、女犯と子供の出生を演じる儀礼が残っている。
(56) 小林前掲書一九九～二〇五頁。
(57) 『内裏式』「十二月大儺式」の項に「方相一人取大舎人長大者為之着假面黄金四目……」とあり、大きな男が方相氏を務めたのは、我が国においても方相氏の何たるかが理解されていたからだろうか。
(58) 儺を行う者か、儺の対象となる者かは、目下の議論では問題とならない。マレビトが金銭を求める者か、祝福をもたらす者かが問題とならないのと同様である。
(59) 拙論「髪・髭・毛」（『説話・伝承学』九号（二〇〇一）所載）他。
(60) この種の民俗としては、ケルトの正月であるハローウイーンに、子供たちが化け物の面を被って集団で各戸を訪れる習慣が好例である。今日の我が国では、京都の花街に所謂「節分おばけ」として復活している。真矢都『京のオバケ』（二〇〇四年文春新書）を参照されたい。

(61) 春成秀爾『儀礼と習俗の考古学』（二〇〇七年塙書房）六八頁は、「方相氏の仮面が四つ目であることは、『周礼』以来、説明されたことがない」と言う。後に述べるように、方相氏について「黄金四目」等の形容は、諸書に見えるが、遂に付注されることがなかった。そういう意味では、春成の指摘は正しい。

(62) 小林前掲書一一九頁以下。

(63) 先に引いたように「方相」という語は『養老令』に出るが、それが具体的にどのような姿をしていたかはわからない。『内裏式』下巻「十二月大儺式」が初出であるが、後述のように『周禮』の引き写しである。平安末期に編纂された『政事要略』巻二九に着色の挿絵がある。それによると、赤地の顔に目が四つついた仮面を被り、頭上に一角を立て、下半身は白褌に朱裳を襲ね、上半身は白衣、右手に鉾、左手に楯を持っている。この図は、たびたび諸書に再掲されるが、『政事要略』編纂時にまで遡りうるのか不明である。一條兼良『公事根源』（一四二二年？）にも「四ノ目ありておそろしげなる面をきて、手にたてほこをもつ」とあるだけである。五来重『葬と供養』（一九九二年東方出版）三〇三頁以下を参照されたい。

(64) 萩原秀三郎・崔仁鶴『韓国の民俗』（昭和四九年第一法規出版）によれば、過去には方相氏が葬列の先導を行ったようであるが、詳細は不明である。朝鮮總督府編纂『朝鮮の風習』増訂九版（昭和八年）二五頁に「葬輿は「輿丁」と云ふ人夫に擔がれ、その前後に喪主親戚知己竝に「方相師」、「哭婢」などが附き……」とある。朝鮮総督府（村山智順）『朝鮮の鬼神』昭和四年五五一／五五二頁に方相氏が柩車に座っている写真が掲載されている。その方相氏は眼が四つついた仮面を被っている。その頭が体と不釣り合いほど大きい点は、小林市太郎が土偶について「身長に比して概ね過大な顔面」（前掲書一二〇頁）と指摘したことに一致している。一九七〇年に昌徳宮倉庫から葬礼要具と一緒に発見された李朝の木製の方相氏面がある（李杜鉉「韓国仮面の歴史」（京都国立博物館『古面』（一九八二年岩波書店）二六二頁）が、四ッ目や口が陰刻されているだけであるから、被られたものではない。四眼が単純に四目の化け物というよりは、顔あるいは頭が二つあること、あるいは、妊婦と胎児のように二重体を意味することについては、拙論「四つ目の犬再考」（説話・伝承学会編『説話・伝承の脱領域』（二〇〇八年岩田書院）所収）を参照されたい。

(65) 春成前掲書六八頁。

(66) 法隆寺像の行道面に、四眼にして獅子冠を被ったものがある（段上達雄「法会の造形―仮面」（『法隆寺の世界』（一九九一年大分県立宇佐風土記丘歴史民俗資料館）所収）一〇七頁）。頭に被った獣頭の目まで数に入れれば、このように六目に

なるはずである。

(67) 仮に方相氏の原形がクマだとしても、「黒い上衣は毛皮……元々、黒い熊の全身の毛皮を剝いで、身につけていた」と解釈する（春成前掲書六六頁）のはどうであろうか。確かに、熊の毛皮を身に纏って、熊に化ける儀礼がバルカンに現存するが、その毛色は褐色である。所謂「鯀禹化熊」の故事においても、鯀が化したのは黄熊である。北半球の北部にクマを神格化した文化が広く分布することはしばしば取り上げられた（管見によれば、最初の指摘は L. Frobenius. *Kulturgeschichte Afrikas* (1933 Frankfurt/M) S.11）が、その分布域は概ねヒグマ（Ursus arctus）の棲息域である。その学名が示すように、クマの代表格であり、指摘するまでもなくその毛色は黒ではない。「玄衣」の起源ないし意味はクマの毛色以外に求めるべきであろう。

(68) 方相氏の扮装の記述を整理して引用すると『周禮』「蒙熊皮。黄金四目。玄衣朱裳。執戈揚盾」、『續漢書』「黄金四目。蒙熊皮。玄衣朱裳。執戈揚盾」、『隋書』「黄金四目。熊皮蒙首。玄衣朱裳。執戈揚楯」、『大唐開元禮』、「著仮面黄金四目。蒙熊皮。玄衣朱裳。右執戈。左揚楯」、『樂府雜錄』「戴冠及面具。黄金為四目。衣熊裘。執戈揚盾」『高麗史』「著仮面黄金四目。蒙熊皮。玄衣朱裳。右執戈。左揚楯」『慊齋叢話』「黄金四目。蒙熊皮。玄衣朱裳。執戈擊柝」、『内裏式』「着假面黄金四目。玄衣朱裳。右執戈左執楯」である。

(69) 小林前掲書一二三～一二四頁。我が国の鬼が虎皮を履くのはこの辺りに起源があるのかも知れない。

(70) 本州、朝鮮半島、中国はヒグマよりもツキノワグマ（Ursus thibetanus）の棲息域であることも関係があるかも知れない。

(71) 中国公众考古学网に掲載されたものである。

(72) 西村俊範『「世界美術大全集」東洋編Ⅰ先史・殷・周』（二〇〇〇年小学館）三七一頁。

(73) 古代西洋において、人面などの形象が鎧胴、盾を飾り、敵に対する魔除けとなったことを想起させる。人頭が呪標とされ（「導」についての白川静説を参照されたい。）、後にそれが作り物の人面になっていくことについては、拙論「イランの邪視除け」（『オリエント』三六巻一号（一九九三）所収）を参照されたい。

(74) 『大唐開元禮』は開元二十年に纏められたのに対して、『周禮』が劉歆の偽作だとしても、新末には成立していたであろう。

(75) 永尾龍造『支那民俗誌』六巻（一九四二年支那民俗誌刊行會）二二四頁以下。

(76) 小林前掲書一九九～二〇一頁および上田早苗前掲論文三六二～三六三頁に方相と魌頭はほぼ同義で、単に四目か二目の相

違であると扱われたことが実例をもって説明されている。

(77) 上田早苗前掲論文三四六～三四七頁を参照されたい。先に言及した猨田彦が赤目であったことも注意を要す。『政事要略』掲載の方相氏図（注六三参照）の目も黄金色ではない。李朝の木製面（注六四参照）も顔料が残っているが、目が金色であった痕跡はない。

(78) 徐朝龍『三星堆・中国古代文明の謎』（一九九八年大修館）二二頁。

(79) 瀧川政次郎「令の喪制と方相氏」（『日本上古史研究』四巻一号（一九六〇年）所収）二頁。

(80) 右掲論文同所。

(81) 右掲論文八頁。

(82) 三宅和朗「日本古代の大儺儀の成立」（『日本歴史』五二三（一九九一年）所収）など。

(83) 大日方克己『古代国家と年中行事』（一九九三年吉川弘文館）二二〇頁。

(84) 『玉林抄』所収本『元興寺縁起』。松本裕美「二種類の元興寺縁起」（『日本歴史』三二五号（一九七五年）所収）。二九～三〇頁。

(85) 平安神宮など新設の神社などに登場する方相氏は、『周禮』の記述に忠実であるから、儀礼が「鬼やらい」に変節してしまった後に、記述に従って作図された可能性は小さくない。

(86) S.N.Vogel. *African Aesthetics* (1986 New York) pp. 104-106. アフリカの民俗美術品のコレクションの多くがそうであるように、この作品も、使用方法についての詳細な記録が残っていない。

(87) 拙論「風呂」（『説話と儀礼―説話伝承学 '85』（一九八五年桜楓社）所収）を参照されたい。Sir James G, Frazer. *Folk-lore in the Old Testament*. (1919 London) vol.1, p.391ff. および Theodorh H, Gaster. *Myth, Legend, and Custom in the Old Testament*. (1969 New York) p.140ff. に諸民族の事例を述べる。聖域への通路すなわち境界に設けられる対像の起源であろうことは疑いない。

(88) 一例を述べる。現在は境外摂社である宿神社こそが本来の本社であったと古老から聞いた。宿神社の鳥居には奉納された木製の「槌」が掲げられている。神社の説明では、「物事を築き固める」ためであるとの由。ただし、その「槌」は柄が杵部を貫通していなければならない。境界における十字表象と思われる。

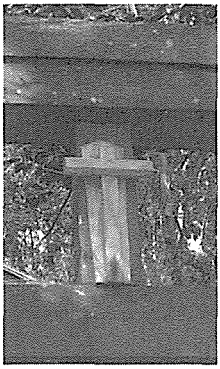

〈キーワード〉双面埴輪、方相氏、猿石

A Janus Figure in Ancient Japan

Shunsuke OKUNISHI

A clay image having two faces like Janus was restored of fragments excavated from a tomb of the 6th century in Wakayama in 2003. This unparalleled discovery enables a new interpretation about the funeral rites of prehistoric Japan; It is surmised that the rirual of death and re-birth might be practiced by a figure symbolizing both separate two and single one simultaneously in the funeral, together with other evidences such as some archaeological finds, documents about *Fang Xiang Shi*, i.e. funeral exorcist, and the present Kagura performance.